

物価高騰の影響を受ける都内中小企業の皆様へ

物価高騰の影響が続く中、賃金引上げや価格転嫁などの経営課題にお困りの都内中小企業向けの相談窓口をご案内します。

賃上げでお困りの皆様へ

【賃上げに関する経営面全般や支援のご相談はこちら】

中小企業が行う賃上げに向けた取組について、社内規定の整備等のアドバイスや支援策をご案内します。

賃上げにかかる特別相談窓口（無料・随时受付）

📞 03-3251-7881

受付時間▶ 9:00～11:30／13:00～16:30

～東京都中小企業振興公社 総合支援課～

Web予約等



※24時間ご予約可能

価格転嫁でお困りの皆様へ

【価格転嫁に関する事業者間の取引や支援のご相談はこちら】

東京都受託取引適正化センター（旧：下請センター東京）（無料・随时受付）

📞 03-3251-7882

受付時間▶ 9:00～11:30／13:00～16:30

～東京都中小企業振興公社 総合支援課～

Email



地域の支援機関に相談を希望される皆様へ

【賃上げや価格転嫁を含む経営面全般のご相談はこちラ】

中小企業活力向上アドバンスプラス（無料）

価格転嫁や人手不足、賃上げなどの経営課題について、専門家を活用し、現状分析に基づく課題発見から解決まで切れ目なく一気通貫で支援します。

お申込みは地域の商工会・商工会議所
へご相談ください



※既に予定件数に到達し受付を終了している場合があります。
予めご了承ください。

事業
HP



申込
フォーム



東京都の主な支援策

賃上げの取組に活用できる主な支援

事業環境変化に対応した経営基盤強化事業 (賃上げ重点コース)

既存事業を深化・発展させる取組を行う際の、高性能な機器、設備の導入等の経費の一部を支援や、専門家による運用改善などのアドバイスを行います。

助成限度額／助成率

- 800万円
- 4分の3以内（小規模企業は5分の4以内）

申請受付期間

- 令和8年2月下旬から募集開始

対象事業者等の要件
はこちら



躍進的な事業推進のための 設備投資支援事業（第3回募集）

競争力強化や生産性向上を進める際に必要となる機械設備等の導入経費の一部を支援することで、中小企業者の賃上げを後押しします。

助成限度額／助成率

- 2億円
- 4分の3以内（小規模企業は5分の4以内）

申請受付期間等

- 予約申請：令和8年1月9日(金)～22日(木)
- 申請受付：令和8年1月21日(水)～2月2日(月)

対象事業者等の要件
はこちら



価格転嫁の取組に活用できる主な支援

価格交渉アドバイザー／原価管理アドバイザーによる支援

価格交渉や個別原価管理等の体制構築に向けた相談や、各種準備や進め方等の個別支援を行います。

費用・申込

- 無料／随时受付

価格交渉アドバイザーによる支援の申込はこちら



原価管理アドバイザーによる支援の申込はこちら



プライシング戦略センターによる 価格戦略策定支援

製品・サービス等の付加価値等を価格に反映するため、ノウハウの提供や新たな価値を加えるアドバイスなどを行います。

支援対象者

- 「中小企業ニューマーケット開拓支援事業」に申請し採択された企業など

費用・申込

- 無料／随时受付

支援内容の詳細は
こちら



本年1月から「下請法」は「取適法」に改正されました

下請法の改正法が、2026年1月1日に施行され、規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、法律名も変更されました（新通称：「取適法（とりてきほう）」）。

【主な改正事項】

【適用対象の拡大】

- 適用基準に「従業員基準」を追加
- 取引対象に「特定運送委託」を追加

【禁止行為の追加】

- 「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止
- 「手形払」等を禁止

【面的執行の強化】

- 事業所管省庁に指導・助言権限を付与



詳細はこちら